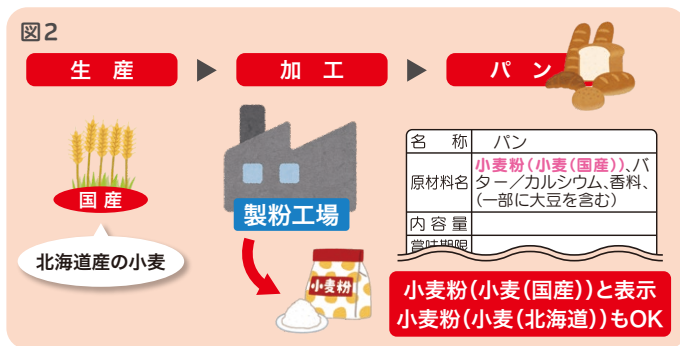
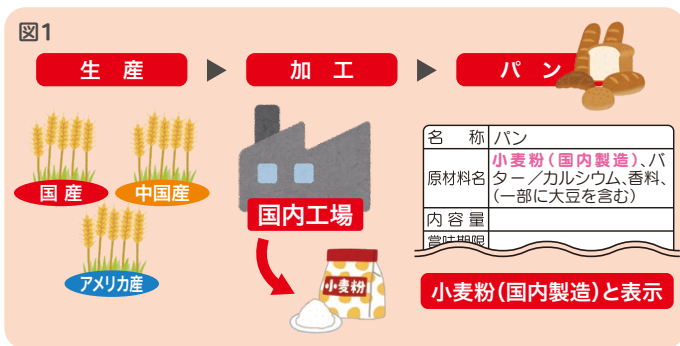


Lesson 原料原産地表示制度とは？

国内で作られた加工食品について、重量割合上位1位の原材料の原産地等を表示する制度です。平成29年に義務づけられました。表示する必要がある原材料が生鮮食品の場合はその産地が、加工食品の場合はその製造地が表示されます。(消費者庁ホームページより)

✓ 国産と国内製造の違い

小麦粉の場合は小麦を製粉加工した加工原材料であるため、下図のように加工地を一緒に表示します(図1)。生産地が国産のみの場合は次のように表示することができます(図2)。(国産原料を使用している事を強く表示したい場合)



(PASCOホームページより)

✓ 生鮮食品と加工食品の違い

小麦・小豆・りんご

生鮮食品(産地)

小麦粉・あん・りんごジュース

加工食品(製造地)

POINT

「国内製造」は、原材料が加工食品である場合に表示され、その加工食品が国内で作られたことを意味しています。しかし、加工食品に使われた生鮮食品の産地が、国産であるという意味ではありません。